

社外役員の独立性の判断基準

当社において、独立性を有する社外取締役・社外監査役であるためには、次のいずれかに該当する者であってはならない。

1. 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）の業務執行者
2. 当社の主要な株主または主要な株主である会社の業務執行者
3. 当社の主要な借入先である者または主要な借入先である会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者または主要な取引先とする会社の業務執行者
5. 当社の主要な取引先である者または主要な取引先である会社の業務執行者
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
7. 当社から役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
8. 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9. 社外取締役・社外監査役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
10. 過去 10 年間に於いて、第 1 項に該当していた者
過去 5 年間に於いて、第 2 項から第 9 項までのいずれかに該当していた者
11. 第 1 項から第 9 項までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 本基準において「業務執行者」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準ずる者および使用人」をいう。
2. 第 2 項において「主要な株主」とは、「直近事業年度末において当社の議決権総数の 10%以上の議決権を直接または間接に保有している者（または会社）」をいう。
3. 第 3 項において「当社の主要な借入先である者（または会社）」とは、「直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者」をいう。
4. 第 4 項において「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
5. 第 5 項において「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）」をいう。
6. 第 6 項および第 7 項において「一定額」とは、「直近事業年度における年間 10 百万円」をいう。
7. 第 8 項において「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の 2%」をいう。
8. 第 9 項において「相互就任関係」とは、「直近事業年度末において当社の業務執行者が他の会社の社外取締役・社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役・

社外監査役である関係]をいう。

9. 第 11 項において「重要な職位にある者」とは、「部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する者」をいう。

10. 本基準以外で独立性の判断に重要な影響を及ぼす事項については、適切に対応していくこととする。

以上